

泉南市紋章の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉南市（以下「市」という。）を象徴する標章である泉南市紋章（昭和33年4月22日制定。以下「市章」という。）の適正な管理を行うとともに、市章を市の機関以外の者が使用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(権利の帰属)

第2条 市章に関する一切の権利は、市に帰属する。

(取扱いの原則)

第3条 市章は、市を象徴するものであり、その取扱いについてはその意義を失わせることがあってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

2 市章の形状は改変してはならない。

(使用許可の基準)

第4条 市章の使用を許可する基準は、市の広報又は宣伝その他の市の公益に資するとみられる事業等であって、次の各号に掲げる全てに該当したとき使用することができる。

- (1) 市章の使用目的が市の施策の推進上有益であると認められるとき。
- (2) 市を象徴的に表す必要があると認められるとき。
- (3) 市の信用又は品位を損なうおそれがないとき。
- (4) 営利に偏重したものとして使用するおそれがないとき。
- (5) 宗教的活動を目的として使用するおそれがないとき。
- (6) 公序良俗に反するおそれがないとき。
- (7) 法令又は市例規に違反する活動に使用するおそれがないとき。
- (8) 暴力団、暴力団員及びこれらに準ずる者の利益になるおそれがないとき。
- (9) 人権侵害につながるおそれがないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が市章の使用を不適當と認めないとき。

(使用申請)

第5条 市章を使用しようとする者は、あらかじめ市章使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市の利益を不当に害することなく、かつ、市章の意義を妨げない範囲において、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を要しない。

- (1) 市の機関が使用する場合。
- (2) 市が共催、後援又は協賛した事業において使用する場合。
- (3) 市内の区又は自治会等の地域団体、社会教育団体その他市長が認める団体の行事で

使用する場合。

- (4) 個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的として、複製する（印刷、写真、複写、録画その他の方法により有形的に再製することという。以下同じ。）場合。
- (5) 目的上正当な範囲内で引用して利用する場合。ただし、市章であること又は本市を象徴していることを明示している場合に限る。
- (6) 学校その他の教育機関（営利を目的と設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者がその授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度において複製する場合。
- (7) 特許の対象となる物品、著名な発明品、公的又は公共的な機関から表彰を受けた物、その他社会的な評価が高いと認められる物品に使用するとき。

（使用許可等の通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定した上で、市章使用[承認・不承認]通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により承認を行った場合において、承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- (1) 市章を使用した物品等を販売する場合は、市が当該物品等を指定し、又は推奨しているかのような誤解を生じさせないため、当該物品等への表示又は説明の措置を講ずること。
- (2) 市章の使用に係る物品等の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (3) 市章を使用した物品等については、商標登録をしないこと。
- (4) 市章が使用者の標章であると混同されることのないよう表示し、又は説明する措置を講じること。
- (5) 前号の規定による措置を講じたことを示す書類を提出すること。
- (6) 市章を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 市章の使用においては、市章の形状、配置等を正しく表示すること。
- (8) 市章のイメージを損なうような形状の変更又は配置をしないこと。ただし、材質やその他のやむを得ない事情により正確な表示が困難な場合は、市長が認める限度で表示することができる。
- (9) この要綱を遵守すること。
- (10) 前各号にかかわらず、適切な市章の使用のために市長が必要と認める条件

（承認事項の変更）

第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、速やかに市章使用変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、当該変更の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する変更に係る承認については、前条第1項の規定を準用する。

3 使用者は、変更の承認を受けた後でなければ、当該変更内容に係る市章の使用をすることができない。

(承認の取消し又は使用の中止)

第8条 市長は、使用者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(1) 第4条に規定する使用許可の基準にいずれか一つでも該当しなくなったとき。

(2) 第5条に規定する申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 第6条第2項に規定する承認の際に付した条件に違反したとき。

(4) その他使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したとき、又は使用の中止を命じたときは、市章使用承認取消等通知書(様式第4号)により使用者に通知する。

3 使用承認を取り消され、又は使用の中止を命じられた者は、市章を使用してはならず、使用の承認を取り消された者は、既に市章を使用した物品等を回収するよう努めなければならない。

4 市は、前項の規定により承認を取り消し、又は使用を中止したことにより生じた損害については、一切責任を負わない。

(損害賠償)

第9条 市章の使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、市はいかなる場合においてもその責任を負わない。

2 前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命じられた者は、その使用に伴って、市に損害を与えたときはこれを賠償しなければならない。

(庶務)

第10条 市章の使用に関する庶務は、行政経営部政策推進課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

市章使用承認申請書

令和 年 月 日

泉南市長 様

住 所
申請者

泉南市紋章の使用に関する取扱要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1.使用対象

2.使用目的及び方法

3.使用期間

4.連絡先

5.その他資料

様式第2号（第6条関係）

市章使用〔承認・不承認〕通知書

令和 年 月 日

様

泉南市長

印

令和 年 月 日付けで申請のあった市章の使用については、泉南市紋章の使用に関する取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり〔承認・不承認〕とします。

記

1.使用対象

2.使用期間

3.不承認の理由（不承認の場合）

様式第 3 号（第 7 条関係）

市章使用変更承認申請書

令和 年 月 日

泉南市長 様

住 所
申請者

泉南市紋章の使用に関する取扱要綱第 7 条の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1.変更内容

2.添付書類

様式第4号（第8条関係）

市章使用承認取消等通知書

令和 年 月 日

様

泉南市長

印

令和 年 月 日付けで承認した市章の使用について、泉南市紋章の使用に関する取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり〔取消し・使用の中止を命令し〕ます。

記

1.〔取消し・使用の中止〕の対象

2.〔取消し・使用の中止〕の理由